

奥州市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月24日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成26年9月22日、24日及び25日まで

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
姉体小学校	平成26年9月30日
真城小学校(真城学校給食センター含む)	
水沢南中学校	
水沢南小学校(給食室含む)	
水沢小学校(給食室含む)	平成26年10月1日
水沢中学校	
佐倉河小学校(佐倉河学校給食センター含む)	
黒石小学校	平成26年10月2日
羽田小学校	
東水沢中学校	
常盤小学校(給食室含む)	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度（平成26年4月1日から平成26年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
姉体小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

真城小学校 (真城学校給食センター含む)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢南中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢南小学校 (給食室含む)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢小学校 (給食室含む)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
佐倉河小学校 (佐倉河学校給食センター含む)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
黒石小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
羽田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
東水沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
常盤小学校 (給食室含む)	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。